

大垣市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

平成 26 年 9 月

大垣市教育委員会

令和6年 4月 1日 改定

1. 目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中に児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 7 月から 8 月にかけて、学校関係者、大垣警察署及び道路管理者等が、市内 22 小学校の通学路の緊急合同点検を実施しました。その結果に基づき、児童生徒が事故に遭う危険があり、何らかの交通安全対策が必要であると判断される箇所について、安全対策の検討を行い、関係機関がそれぞれ通学路の安全対策を実施してまいりました。

今後も引き続き、計画的かつ継続的に関係機関が連携した通学路の安全確保に向けた取り組みを行い、児童生徒が安全に安心して通学できるよう、「大垣市通学路交通安全プログラム」を策定します。

2. 通学路安全対策推進会議の設置

関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとする「大垣市通学路安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

区 分	機 関	所 属 等
警 察	大垣警察署	交通第一課長
	養老警察署	交通課長
道路管理者	国土交通省中部地方整備局	管理第二課長
	岐阜国道事務所	
	岐阜県大垣土木事務所	道路維持課長
	大垣市	危機管理室長
		管理課長
		道路課長
教育委員会	大垣市教育委員会	庶務課長
		学校教育課長

（事務局：大垣市教育委員会学校教育課）

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

推進会議では、継続的な通学路の安全確保に向けた取り組みを推進するため、緊急合同点検後も必要に応じて合同点検等を継続して実施し、対策の改善及び充実を図るものとします。

また、これらの取り組みを PDCA サイクルとして、継続的に実施し、通学路における交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進を図るものとします。

なお、具体的な取り組み内容として、児童生徒の目線から見たハード及びソフト面での交通安全対策を具体化することで、交通ルールの順守と規範意識の高揚を図るとともに、児童生徒から家族や身近な人たちに発信し、安全で安心して通学できる道路等の整備と合わせた「総合的に人にやさしい」交通安全対策を行い、通学路における交通事故の抑止を図るものとします。

(2) 合同点検の実施

- ① 各小・中・義務教育学校は、毎年5月中旬までに通学路の安全点検を行い、校区内の安全マップを作成します。
- ② 市教育委員会は、6月上旬に合同点検の実施希望箇所について、各小・中・義務教育学校に照会します。
- ③ 各小・中・義務教育学校は、7月上旬までに地域やPTAの意見もふまえ、合同点検の実施希望箇所を市教育委員会に申請します。
- ④ 市教育委員会は、関係機関と日程調整を行い、7月下旬から8月頃、申請のあった校区ごとに合同点検を実施します。
- ⑤ 合同点検の結果から、11月頃に推進会議にて今後の対策について検討し、「通学路安全対策整備計画」（以下「整備計画」という。）を作成します。

(3) PDCA サイクル

① 定期的な合同点検等の実施(Plan)

ア 対策箇所の抽出・検討

推進会議は、継続的な取り組みとして、各警察署をはじめ、道路管理者や学校関係者等の関係機関が連携し、潜在的な対策必要箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて合同点検を実施するものとします。

イ 整備計画の作成

推進会議では、対策が必要な箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策及び交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、具体的な対策計画を作成します。この際、ハード面の対策として作成した整備計画については、大垣市道路整備連絡調整会議に報告します。

② 安全対策の実施(Do)

作成した整備計画に基づき、関係機関において安全対策を実施します。なお、実施に当たっては、対策が円滑に進捗するよう、各警察署をはじめ、大垣市や道路管理者等の関係機関により連携を図るものとします。

また、複数年にまたがる対策については、その進捗状況の管理を行います。

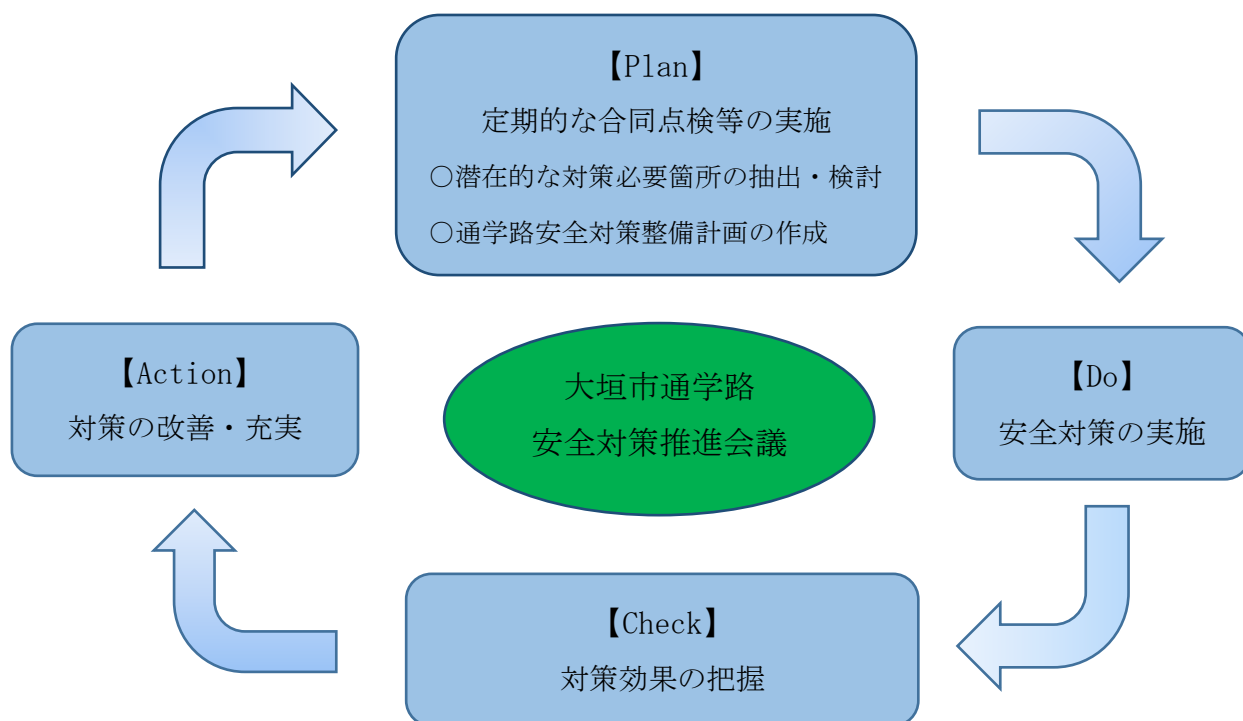
③ 対策効果の検証(Check)

対策実施後の箇所については、必要に応じた現場確認、学校や保護者にアンケートを実施するなど、その効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとします。

④ 対策の改善・充実(Action)

検証結果に基づき、対策方法の変更、定期的な補修等の把握、新たな危険箇所の把握等、対策内容の改善・充実を図ります。

【大垣市における通学路の安全確保に向けた PDCA サイクル】



4. 箇所図、箇所一覧表の公表

市内18小学校、中学校9校、義務教育学校1校の点検結果や対策内容等については、関係機関で認識を共有するため、「通学路の対策箇所一覧表」及び「通学路対策箇所図」を作成し、市のホームページ等により公表するものとします。

プログラム実施の年間スケジュール

